

# 巻頭特集

国务院発展研究センター — 野村財団共同研究会議

証券市場の制度整備と対外開放

## 新たな段階を迎える

## 中国の企業会計基準のIFRS対応<sup>1</sup>

劉 玉廷\*

### 要約

1. 中国は 2005 年に国際財務報告基準（IFRS）に準拠した企業会計基準体系を確立し、2007 年からは上場企業などの大・中規模企業に順次適用してきている。このような中で、財政部は 2010 年 4 月 2 日、「中国の企業会計基準と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスに向けたロードマップ」（以下、ロードマップ）を発表した。ロードマップ発表の背景には、①G20 や金融安定理事会（FSB）との協調、②IFRS のコンバージェンスの流れに対応、③国内会計制度改革の推進という三点がある。
2. また、ロードマップの発表には、①中国の会計情報の透明性の向上と世界的な責任の引き受けの表明、②国際会計基準審議会（IASB）への中国固有の事情の伝達と IFRS の権威向上、③中国政府の会計面での管理監督の強化、という三つの意義があると整理している。
3. 今回のロードマップでは、①中国の企業会計基準が IFRS に準拠していること、②IASB による質の高い世界共通の基準作りを支援すること、③中国政府は今後もコンバージェンスを進めていくこと、を明確に打ち出している。
4. 中国政府としては、2011 年末までに企業会計基準の改訂を完了させるスケジュールを描いている。今後は、中国国内でロードマップの宣伝を進め、IASB への迅速なフィードバックを行い、不測の事態にも備えながら専門家の支援も得て国内基準の改訂に取り組んでいかななくてはならない。

<sup>1</sup> 本稿は「国务院発展研究センター—野村財団共同研究会議：証券市場の制度整備と対外開放」（2010 年 5 月 29 日開催）で発表された「着実に実施し、コンティニュアスコンバージェンスを目指す—中国会計基準の整備、コンバージェンス、実施と同等性—」の関連論文「新たな段階を迎える中国の企業会計基準の IFRS 対応——財政部会計司劉玉廷司長が読み解く『中国の企業会計基準と国際財務報告基準のコンバージェンスに向けたロードマップ』」（財政部サイト掲載）を邦訳したものである。なお、翻訳にあたり原論文の主張を損なわない範囲で、一部を割愛したり抄訳としている場合がある。

\* 劉玉廷 中華人民共和国財政部会計司 司長

## I. はじめに

財政部は 2010 年 4 月 2 日、「中国の企業会計基準と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスに向けたロードマップ」（以下、ロードマップ）を発表した。中国の長年にわたる会計制度改革の成果と経験を踏まえつつ、国内外の情勢に伴う最新のニーズを考慮した同ロードマップの発表は、会計制度改革の次の段階をにらみ、中国の企業会計基準の整備や IFRS への対応をさらに進めるための重要な措置として、深い意義と影響力を持っている。

## II. ロードマップ発表の背景

### 1. ロードマップの発表

2005 年、中国は国際財務報告基準（IFRS）に準拠した企業会計基準体系を確立し、2007 年からは上場企業などの大・中規模企業に順次適用され、着実に実施されつつある。しかし、米国のサブプライム危機に始まる 2008 年の世界的な金融危機は、IFRS のコンバージェンスに向けた動きに大きな影響を与えている。金融危機への一致した対応を協議するために開かれた G20 サミットや金融安定理事会（FSB）では、金融危機の原因や対策を検討した上で、質の高い共通会計基準の整備が提唱され、G20 や関係諸国・地域は会計基準のコンバージェンスを急ぐことが求められた。米国、日本、ブラジルなどの国はコンバージェンスの流れを支持し、相次いでロードマップや行動計画を発表している。中国のロードマップ発表は、G20 や FSB の提唱する会計基準コンバージェンスに対応するためであると同時に、自国の会計基準を整備するための重要な措置でもある。

### 2. ロードマップ発表の理由

ロードマップの発表の理由として、主に次の 3 点が挙げられよう。

第一に、世界的な金融危機への対策として、G20 や FSB の提案に応じるためである。G20 サミットや FSB は、金融危機の原因究明の結果、バランスのとれていない経済構造や行き過ぎた金融イノベーション、金融機関のずさんなリスク管理やチェック体制に問題があると指摘している。その上で金融市場の透明性を高め、世界の経済・金融システムの安定を維持するためには、質の高い財務報告が重要との認識を示した。さらに、財務報告の質を確保するため、質の高い世界共通の会計基準を定め、徹底すべきことが強調された。このことは、ワシントン、ロンドン、ピッツバーグでそれぞれ開かれた G20 サミットでもはっきりと言及されている。会計基準や IFRS 適用の問題は、すでに会計分野の枠を超えた政治的課題となっており、幅広い責任分担が求められている。G20 および FSB の重要な構成員である中国も、こうした提案に応じ、IFRS の重要な改正への積極的な対応や参画を図り、自国での企業会計基準の確立や IFRS 適応に全力を上げなければならない。

第二に、国際的な会計基準コンバージェンスの動向に呼応することで、中国の協調姿勢を明確にするためである。IFRS 適用を義務化または容認している国や地域は、EU 諸国やオーストラリア、南アフリカなど世界 117 カ国（地域）に及ぶ。それ以外の国や地域でも、IFRS 適用に向けたロードマップを次々と発表しており、特に 2008 年の世界的な金融危機以降、こうした動きが

加速している。米証券取引委員会（SEC）は 2008 年 11 月 14 日、コンバージェンスへのロードマップについてパブリックコメント草案を発表した。2010 年 2 月 24 日には委員会声明を発表し、質の高い共通会計基準の整備を支持する姿勢を重ねて表明するとともに、米国での IFRS 採用に向けて具体的な作業計画を示した。さらに 2011 年には、上場企業に対する IFRS 適用の是非を正式決定する予定となっている。実務レベルでは、米財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）が各基準のコンバージェンスに向けたプログラムを急いで進めている。

日本の金融庁は 2009 年 12 月 11 日に、IFRS 適用へのロードマップを正式に発表しており、上場企業を対象に、2010 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度から「指定国際会計基準」を任意適用するための実務指針を打ち出した。さらに、2012 年頃には、2015 年または 2016 年から IFRS を強制適用するかどうかの判断をする予定である。このほか、ブラジル連邦会計委員会とブラジル会計公告委員会は 2010 年 1 月 28 日、IASB と覚書を締結し、2010 年末までにブラジルの会計基準と IFRS との差異を解消するほか、2010 年度から全上場企業と金融機関の連結財務報告書を対象に、IFRS 準拠のブラジル会計基準を適用することを目指している。このほか、カナダ、インド、韓国なども、2011 年から公益団体や上場企業を対象に IFRS の適用または準拠を予定している。会計基準のコンバージェンスはすでに世界各国の共通認識として、実施段階に入りつつある。現在、中国は世界最大の発展途上国であるとともに世界最大の新興市場であり、グローバル化が進む昨今、会計基準のコンバージェンスという世界的な流れに乗ることは、時流に従った理性的な判断である。

第三に、中国国内の会計制度改革を推進し、次の段階の会計基準整備を計画するためである。改革開放から 30 年余り、中国は積極的な姿勢を保ちつつ、市場経済の発展過程に基づき、時代に応じた会計基準の改革を進め、IFRS との連携やコンバージェンスに努めてきた。特に 2005 年以降、企業会計基準の整備、実施、コンバージェンス、同等性の付与などの作業は大幅に進み、企業会計基準はすでに IFRS とのコンバージェンスを実現しているばかりでなく、ほとんどの大・中規模の企業で安定的かつ効果的に実施されている。この点では IASB や世界銀行などの国際組織からも評価を受けている。こうした土台をもとに、会計制度改革や会計基準の整備をいかに進めるか、中国の方向性や目標に対し、国内外からの注目が集まっている。特に、今回の世界的な金融危機を受け、IFRS の大幅な改正が予想される状況ではなおさらである。財政部は 2009 年 9 月という早い時期にロードマップのパブリックコメント草案を発表した後、意見募集や修正を重ね、各界からの賛同を得てロードマップを正式に発表し、企業会計基準の整備の方向性——すなわち、これまでのコンバージェンスの成果を基盤として、中国の企業会計基準と IFRS とのコンバージェンスを全力で進める姿勢——を明らかにした。ロードマップの発表で、今後の会計基準整備に向けた布石が打たれたことになる。

### Ⅲ. ロードマップ発表の意義

世界は今、大規模な発展・変革・調整の時期を迎えている。世界の多極化や経済のグローバル化が進み、世界的な金融危機の影響が広がるなど、ポスト金融危機時代の政治・経済の枠組みは大きく変化し、世界的に金融管理監督体制の改革が積極的に進められている。中国は 2009 年に GDP が 33 兆 5,000 億元に達し、世界第 3 位の経済になった。同年の世界経済の成長への寄与度

は 50%に達する。長年の発展、特に改革開放以降の 30 年間で、中国は世界の経済システムに組み込まれ、重要な役割を發揮するまでになった。ロードマップを發表し、企業会計基準の IFRS 対応を進めることは、現在の経済的、社会的発展を着実にするための重要な契機でもあり、長期的かつ安定的で持続可能な発展を保つための重要な措置でもある。また、中国が進んで国際的な責任を分担し、国際的な金融管理監督体制の改革に参画し、世界の経済・金融システムの安定を守ることにとなり、その意義は大きい。

第一に、ロードマップの發表は、中国の会計情報の透明性向上に寄与するだけでなく、世界における共同責任を中国が引き受けることにもつながる。会計情報は公共性を持っており、会計情報の質や透明性は、金融市場全体の安定や発展のみならず、多数の投資家や債権者、一般市民の意思決定や利益の分配にも影響を及ぼす。さらには国際資本の効率的な流れや、国際貿易の健全な発展、公共利益の擁護にもかかわってくる。1978 年の改革開放以降、外資（対内直接投資、FDI）導入額は累計 9,000 億ドルを超え、外資系企業数は約 67 万社となった。中国は外国資本にとって世界最大の投資先の一つである。2009 年、中国企業 77 社が香港市場メインボード、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所など 9 つの海外市場で上場を果たし、合わせて 271 億 4,000 万ドルの資金を調達した。近年では、国際資本市場における資金調達額及びその増加率ともに世界トップクラスである。2009 年の中国の貿易総額は 2 兆 2,072 億 7,000 万ドルで、世界の貿易総額の 8%以上を占め、世界トップに躍り出た。今や中国経済は世界経済と密接に関わっており、中国の発展は各国の利益に直結するため、中国の企業会計情報の質に世界の関心が集まっている。こうした背景でのロードマップ發表は、企業会計基準のコンバージェンスに前向きな姿勢を示すだけでなく、会計情報の透明性向上や、世界における共同責任の分担、公共利益の保護にもつながるものであり、責任ある大国にふさわしい行動でもある。また、国際慣例を守り、国際問題に積極的に参画し、建設的な役割を果たしていくための重要な道筋にもなる。

第二に、ロードマップの發表を通じて、中国特有の会計問題を IASB に随時伝えることにもなり、IFRS の認知度や権威、利便性を向上する一助となる。IFRS が質の高い世界共通の会計基準になるには、世界的な認知度と高い質が求められることに加えて、世界各国、特に主要経済国の実情に対する十分な配慮も求められる。今回の金融危機を受け、IASB は公正価値測定（Fair Value Measurement）、金融商品、保険契約、財務諸表、連結財務報告書などの重要な会計基準を大幅に改正しようとしており、中国の現行の会計実務にも影響を及ぼすことになるだろう。中国は世界最大の新興市場である一方、経済モデルの転換期に差し掛かっており、新たな取引形態や状況、問題が数多く浮上している。中国はロードマップの發表を通して、企業会計基準の世界とのコンバージェンスを図る一方で、世界との双方向的な連携を構築する姿勢を示している。これは中国にとって、IFRS の最新動向や影響を素早く追跡・分析し、さまざまな方向から IFRS の制定作業に参画する一助となる。また、IFRS の制定過程で中国の実情やニーズ、特に市場経済の形成初期やモデル転換期に特有の会計問題を十分に考慮し、さらには IFRS の質や世界的認知度をあげる上でも役立つ。

第三に、ロードマップの發表は、中国政府の会計監督を強化し、経済・金融の安定と発展を維持するための一助となる。今回の世界的な金融危機を通じて、自由競争の市場経済も、政府による一定の必要の監督も、いずれも不可欠であり、特に後者の重要性が高まっているとの認識が持たれるようになった。健全で秩序ある市場経済を維持するためには、政府がより多くの責任を果たさなければならない。公共管理の役割を強化し、健全性や公平性、秩序をそなえた市場ルール

を整備し、市場での経済活動や市場経済秩序を必要に応じて適切に監督する必要がある。会計基準は市場経済運営の屋台骨をなす制度的・技術的基準である。ロードマップを発表し、コンバージェンスによって企業会計基準の質的向上を図ることは、政府による会計監督、特に会計基準の実行状況や会計情報の質に対する確認に役立つ。これは市場経済下での政府の経済運営能力を高めるとともに、市場の公平性・効率性の維持という政府の役割を果たすための重要な手段であり、中国の金融監督システムを整え、中国ひいては世界の経済・金融の安定や市場効率を向上させるための土台となる。

## IV. ロードマップの主な内容

### 1. ロードマップの三つの骨子

ロードマップは 2005 年以降の中国の企業会計基準の整備、コンバージェンス、実施、同等性付与などのノウハウや成果を振り返った上で、IFRS 対応への方向性や手法、スケジュールを示している。主な内容として、以下が挙げられる。

第一に、中国の企業会計基準がすでに IFRS に準拠していることを強調し、今後のコンバージェンス作業は、従来の作業を土台にしたフォローアップ作業であるとしている。

ロードマップは、中国の現行の企業会計基準が IFRS に準拠していることを明言している。中国会計基準委員会 (CASC) と IASB は 2005 年 11 月 8 日、中国の制定した企業会計基準はすでに IFRS とのコンバージェンスを実現しているとの声明を出した。2009 年 12 月 31 日現在、この現行基準はすでに全上場企業のほか、国内 35 の省・自治区・直轄市・計画単列市<sup>2</sup> (新疆生産建設兵団を含む) の未上場の大・中規模企業にも適用され、今年末までに国内の大・中規模企業すべてが対象になる見通しである。中国の会計基準がすでにコンバージェンスを実現し、効果的に実施されているからこそ、さらなるコンバージェンスを目標に掲げたのである。つまり、従来のコンバージェンスを土台に、次段階のコンバージェンスと発展を進めることになる。

第二に、IASB が金融危機への対応策として進める改革を評価し、質の高い世界共通の会計基準制定に向けた IASB の動きを支持している。

今回の世界的な金融危機を受け、金融危機や公正価値測定と会計基準との関係が国際社会で大きく議論された。IASB や FASB などの会計基準制定機関は、いずれも大きな課題を抱えている。米証券取引委員会 (SEC) や G20 は、金融危機の根本的な原因が公正価値測定や会計基準であることを否定しながらも、ポスト金融危機時代における会計基準の質的向上、会計情報の透明性向上に向けた提言をしている。その柱は IASB のガバナンス構造の改善であり、独立した基準制定手続きにより、質の高い世界共通の会計基準を整備しようとしている。

G20 や FSB の要望を受け、IASB は 2008 年から金融危機により浮上した会計問題の検討を積極的に進め、国際基準の改善に向けて多くの作業を重ねて注目すべき成果を上げている。例えば、

(1) 2008 年 12 月に金融危機諮問チームを設置し、財政・金融分野のリーダーや専門家を集め、金融危機下の会計制度改革について踏み込んだ検討を展開した。また、2009 年 7 月に発表した報告では、財務報告の改善による金融危機への対応を目指し、一連の提言を行った。(2) 2009 年 5 月 28 日に公正価値測定基準に関するパブリックコメント草案を発表した。民間各界から幅

<sup>2</sup> 省級政府と同等の権限を有する特別市。日本の政令指定都市に相当する。(以上、訳者注)

広い意見を集め、公正価値測定基準の改正や整備を進め、2010年第3四半期にも最終版を作成する計画である。完成すれば、公正価値測定のための共通指針となるほか、教材や実務指導資料としても利用される。(3) 金融商品の簡素化に向けたプログラムを進め、金融会計基準の全面改正を図った。2009年11月12日、IASBは「国際財務報告基準第9号——金融商品」を発表し、第一段階として金融資産の評価や分類の問題を解決する作業を完了した。同年11月5日には第二段階として「金融商品：償却原価と減損」（公開草案）を発表し、減価償却の評価や金融資産の減損にかかるシクリカル<sup>3</sup>な問題について論じ、金融資産の減損に関する会計処理方法の改善策を提案した<sup>4</sup>。IASBはこのほか、2010年第2四半期に第三段階の公開草案を発表する予定であり、ここではヘッジ会計処理の簡素化が扱われることになっている。(4) 連結財務報告の会計基準を整理し、関連の概念や連結範囲の改正や、資産負債表以外のオフバランスシート業務および特別目的事業体(SPE)に関する会計処理の明確化を図った。2010年末までに新たな連結基準を発表する予定である。(5) 保険契約、財務諸表、収益認識、リースなどの会計基準項目の策定や改正をさらに進めた。ロードマップは、金融危機への対応やG20、FSBの要望実施に向けたIASBの努力を賞賛するとともに、IASBによる質の高い世界共通の会計基準作成を従来同様に支持している。一方、IASBはIFRSを上述の通り改正したが、中国の企業会計基準にとっては、コンバージェンスの前提が変化することになる。ロードマップが中国の会計基準のさらなるコンバージェンスを求める背景として、こうした変化を反映し、引き続き国際基準をサポートしていく基本姿勢がある。

第三に、中国の企業会計基準をコンバージェンスする立場を明確にし、国際的な連携を土台にさらなるコンバージェンスを続けるとしている。会計基準の世界的なコンバージェンスを大まかに分類すると、アドプション戦略、つまり一字一句もろさずIFRSを導入する方法と、コンバージェンス戦略、つまり会計原則や実質的な内容をIFRSと一致させる方法がある。中国のロードマップは、会計基準の世界コンバージェンスを基本的姿勢として明示している。すなわち「コンバージェンス」であって「アドプション」ではなく、「コンバージェンスは同化とは異なり、コンバージェンスは双方向的な連携である」という原則を貫いている。こうした姿勢は、中国の特殊な政治、経済、法律、文化環境を踏まえたものであり、会計法などの法制度や監督体制にも合致している。

我々は、IFRSの策定過程では、発展途上国、特に新興市場経済国の実情を十分に考慮する必要があると考えている。それこそが国際的な財務報告基準の質や権威性、世界での認知度を高める唯一の道である。同時に、中国もIFRSの制定プロセスに積極的に参画し、国際基準の策定過程での発言権や影響力を高めるべきである。財政部はこの面ですでに多くの作業を進めている。例えば、IASBと隔年での定期会合制度を設け、今年からは幹部クラスがコンバージェンスをめぐる協議の場を設け、国際基準の改革方針や具体的な基準について、中国の関心事を重点的に話し合うことになっている。同時に、IASBや国際会計基準委員会財団(IASCF)、IASBの基準諮問会議(SAC)など、国際基準策定にかかわる機関に中国から代表を送り込んでいる。財政部は毎年IASBに人員を派遣し、基準項目に関する技術的な協議に直接参画している。中国の立場を

<sup>3</sup> 循環的な景気変動を指す。(以上、訳者注)

<sup>4</sup> IFRSの策定プロセスは、①アジェンダの設定、②プロジェクト・プランニング、③ディスカッション・ペーパーの作成と公表、④公開草案の作成と公表、⑤基準書の作成と公表、⑥公表後の手続き、という手順を踏む。ディスカッション・ペーパーや公開草案の公表後、コメントの募集を行う。(以上、訳者注)

代表するこうした人員は、双方の意思疎通の間口を広げ、中国の意見を反映し、IASB との長期的協力やコンバージェンスの枠組みを構築するための下地を整えている。昨年発足したアジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG) は中国の提唱により発足した組織であり、今後の国際基準制定に当たり、中国など同地域の新興市場経済国の影響力拡大に役立つだろう。

世界的な金融危機の後、公正価値会計にはプロシクリカリティ (景気循環増幅効果) があることが指摘され、IASB も相応の改善策を打ち出した。ただし、我々は、問題はプロシクリカリティにあるのではなく、公正価値の測定方法 (特に金融資産や負債の価値測定) にあると考えている。金融危機の根本的な原因は、いびつな経済構造、特に米国などで実体経済と仮想 (バーチャル) 経済とのバランスが失われたためであり、これが資産バブルの拡大やリスクの拡散につながり、経済が制御不能な状態に陥ったと考えられる。経済のグローバル化が進展し、金融が経済に与える影響が大きくなった現在でも、経済発展の根本は依然として実体経済であるが、一方で実体経済の急速かつ持続可能な発展には、仮想経済がますます欠かせなくなっている。いかにして健全かつ秩序ある形で仮想経済を発展させ、実体経済との良い連動関係を築くかが、ポスト金融危機時代の世界経済において金融秩序を再構築するカギとなる。私たちの見るところ、仮想経済の健全性や、リスクの制御可能性の鍵となるのは、金融資産や金融負債 (特にイノベーション型金融商品) の公正価値測定である。これらの資産・負債こそが、公正価値の測定をめぐる解決すべき問題の要である。公正価値測定のこの問題に関する会計基準が進化すれば、仮想経済の発展や金融リスクの抑制、世界の経済構造のバランス改善に大きく貢献するだろう。財政部会計司は公正価格測定をめぐる重要な研究を立ち上げたほか、多数の研究にも着手しており、国債登記決済会社、証券会社、運用会社、先物取引所、上場企業および会計理論の専門家を集めている。主に中国の各種金融商品の特性や価格決定メカニズム、報告システムを研究し、新興市場経済国としての中国の金融商品、公正価値測定にかかる特徴や特有の問題をまとめ、公正価値の算出プロセスを示し、具体的事例を収集して研究報告を作成している。また、公正価値に関する会計基準の制定や改善の参考として、IASB にフィードバックしている。IASB も中国側の研究成果に強い関心を寄せている。公正価値測定に関する重要な研究が遂行されることで、相互連携を通じたコンバージェンスの正しさが一層裏付けられることになり、こうした研究は中国の企業や国益の保護にも貢献すると見られる。

## 2. タイムスケジュールの考え方

ロードマップでは、中国の企業会計基準の次の段階のコンバージェンスに向け、タイムスケジュールを定め、基準整備の作業計画を示した。

ロードマップは、中国における企業会計基準の IFRS 対応作業を IASB の基準制定作業の進捗と同調させ、2011 年末までに中国の企業会計基準の修正を完了させるとしている。スケジュールは、国内外の状況や G20、FSB などの要望に照らし、中国の実情を踏まえて決定したもので、次のような要素が考慮されている。

第一に、G20、FSB の時間的な要望を踏まえている。G20 と FSB はポスト金融危機時代の管理監督の枠組みづくりに取り掛かっており、詳細な作業計画とタイムスケジュールを作成している。特に、2009 年 9 月にピッツバーグで開かれた G20 サミットでは、2011 年 6 月末までに国際的な会計基準のコンバージェンスプログラムを完成させる方針が示された。今年 3 月 30 日には、米国、英国、フランス、カナダ、韓国の 5 カ国首脳からの書簡で、ほかの G20 メンバー国に対す

る要望として、ピッツバーグサミットで決定したスケジュールに沿って協力を強化し、チェック体制の改革を推進し、国際金融システムを強化することが強く求められた。これには、国際的な会計基準のコンバージェンスも含まれる。G20の重要なメンバーである中国も義務を果たし、企業会計基準のコンバージェンスを予定通り実現させなければならない。

第二に、世界的な金融危機への対応としてIASBが進める関連基準の改正・策定のスケジュールが考慮されている。IASBは金融危機への対応や、G20およびFSBの要望を踏まえ、重要な基準改正・策定に関するスケジュールを作成している。2011年6月末までに金融商品や公正価値測定などの重要規定の改正・策定作業を終え、2013年1月1日に発効させる予定で、前倒しでの任意導入も奨励している。中国の現行の企業会計基準がすでにコンバージェンスを実現していることを踏まえれば、国際基準の大幅な変更に合わせて、国内の企業会計基準を改正することが望ましい。

第三に、中国の実情を踏まえて、次段階のコンバージェンスに向けたスケジュールが示されている。IASBが2011年6月末にコンバージェンスプログラムを完了した場合、一定の適応期間を設け、中国国内の会計基準を起草または改正するか、あるいは基準同士の関係を整理しておく必要がある。このため、1~2年程度をかけて国内の会計基準の改正や作成を進め、2011年末までに現行の企業会計基準の改正・改善作業を終えるべきである。その後、十分な時間を割いて広報や人材育成を進め、新基準の実施に向けた準備を進め、周辺状況や国際基準の発効時期に合わせ、すべての上場企業および大・中規模企業を対象に、段階的な適用を進めていくことになる。

## V. ロードマップの確実な実行について

ロードマップは、経済モデル転換期を迎えた新興市場・中国の実情を踏まえつつ、IFRS制定への参画を強化し、会計基準のさらなるコンバージェンスを全面的に進め、質の高い世界共通の会計基準の制定に貢献するよう求めている。これは高いスタートラインからのコンバージェンスを宣言したものであり、ポスト金融危機時代の中国がいかにして各界のパワーを結集し、国際的なルールの制定に参画し、国益を守り、会計制度改革を進め、会計基準を向上させるかを示した重要な布石である。中央・地方の財政部門などの関係部門はロードマップを徹底的かつ着実に実行し、会計制度改革や発展への土台づくりとして、しっかり対応していく必要がある。

第一に、より高い、そして長期的な視点に立って、ロードマップの宣伝（PR）を進める必要がある。ロードマップは中国が次の段階の企業会計基準を整備し、コンバージェンスを進めるための綱領であり、各地の財政部門は、関係部門と連携してPRに努めるべきである。新聞、テレビ、インターネット、ラジオなどのメディアを通じ、幅広い角度からロードマップ策定の背景や意義、内容、計画などを全て広報することもできるだろう。これにより、会計基準の改正・策定への参画を促し、会計基準のコンバージェンスを支持する雰囲気醸成し、ひいては中国がIFRSの制定に参画し、国内の会計改革を進められるよう役立てるべきである。

第二に、幅広い参加を募り、国際基準のフォローアップやフィードバックを的確に進める必要がある。世界的な金融危機を経た中国が、新たな国際会計基準の改革に対する発言権を強め、主導的な立場を得られるか否かが重要になる。ロードマップは、次の段階のコンバージェンスでは相互連携を優先するよう求めている。つまり、コンバージェンスに当たっては、IFRSの改正・

策定への全面的な参画が前提になる。このためには、中国の会計分野の理論研究者や実務者が国情を踏まえつつ、国際基準の最新動向を緊密にフォローし、企業・経済への影響を十分に検討し、IASB への迅速なフィードバックのために行動する必要がある。財政部会計司は、財政部や財政部会計基準委員会のウェブサイト、または「中国会計報」などのメディアを通じて、国際基準に関する最新情報や論考、パブリックコメント情報を随時掲載し、各界から意見を求めていくことが望ましい。また、関係者は中国の実情を踏まえながら調査研究を進め、財政部会計司に随時意見をフィードバックすべきである。その上で会計司はフィードバックのまとめと整理を行い、中国を代表して IASB へ提出することになる。同時に、国内の関連機関や専門家、学識経験者などによる IASB への直接のフィードバックも奨励し、国際基準制定に対する中国の影響力拡大につなげていかなければならない。

第三に、不測の事態に備えて知恵と力を結集し、中国の新たな会計基準を整備する必要がある。ロードマップの定めた計画に従い、中国の企業会計基準のさらなるコンバージェンスに向けたスケジュールと、IASB の関連プログラムの進捗とを同調させなければならない。IFRS 制定に積極的に参画しつつ、中国の企業会計基準の改正・作成作業にも配慮する必要があるが、困難が予想される作業であり、不測の事態に備えて早期に対応すべきである。中国の新たな企業会計基準については、的確な計画や管理に努め、IASB の定めた新基準を十分に把握しつつ、関連部門や機関、専門家の幅広い意見を集め、会計基準委員会の委員や専門コンサルタントの役割を十分に発揮する必要がある。会計理論研究者による理論面のサポートや、実務関係者による典型事例や実務手引きの提供といった対応も必要である。各界を挙げてロードマップの研究や実行に努め、知恵と力を出し合い、中国の会計基準の改善や質の高い世界共通基準の整備に向け、貢献していかなければならない。

## 著者紹介

劉 玉廷 (Liu Yuting)

中華人民共和国財政部会計司 司長。

1978 年天津財経学院卒業、2000 年厦門大学卒業。会計学博士号取得。中華人民共和国財政部会計司副処長、処長、副司長など経て現職（処は日本の「課」、司は「局」に相当）。著書には『中国会計改革理論及実践』などがある。

- ・中華人民共和国財政部会計司は、財政部の 20 の司（庁、室）の一つで、中国の会計業務管理、会計制度改革の研究、会計関連法令と会計制度の立案等を担当する。同司は、総合処、制度一処、制度二処、会計人員管理処、基準一処、基準二処、公認会計士処の 7 つの処から構成される。